（地方税法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第四条　地方税法施行規則等の一部を改正する省令（令和三年総務省令第三十四号）の一部を次のように改正する。

第一条のうち地方税法施行規則第二十四条の三十九第一項第十二号の次に三号を加える改正規定を削る。

附則第一条第四号中「第二十四条の三十九第一項第十二号の次に三号を加える改正規定及び」及び「並びに附則第八条第二項の規定」を削る。

附則第八条第二項を削り、同条第一項を同条とする。

（地方税法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第五条　地方税法施行規則の一部を改正する省令（令和三年総務省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

第二条の三第二項第八号の改正規定中「を除く」を「又は」に、「限る」を「限り、」に改める。

第二条の三の二第三項の改正規定中「第二条の三の二第三項」を「第二条の三の二第三項第二号」に、「以外」を「（退職手当等に係る所得を有しない者に限る。）以外の」に改め、「年齢十六歳未満」の下に「の者又は退職手当等に係る所得を有する者である」を加える。

第二条の三の三第一項第二号の改正規定中「第二条の三の三第一項第二号」を「第二条の三の三第一項第三号」に改め、「控除対象扶養親族」の下に「であつて退職手当等に係る所得を有しない者」を、「年齢十六歳未満の者」の下に「又は退職手当等に係る所得を有する者」を加える。

第二条の三の五第三項の改正規定中「以外」を「（退職手当等に係る所得を有しない者に限る。）以外の」に改め、「年齢十六歳未満」の下に「の者又は退職手当等に係る所得を有する者である」を加える。

第二条の三の六第一項第二号の改正規定中「第二条の三の六第一項第二号」を「第二条の三の六第一項第三号」に改め、「控除対象扶養親族」の下に「であつて退職手当等に係る所得を有しない者」を、「年齢十六歳未満の者」の下に「又は退職手当等に係る所得を有する者」を加える。

第九条の二十二第三項を同条第五項とし、同条第二項の次に二項を加える改正規定（同条第三項に係る部分に限る。）中「これに電子署名を行い、当該電子署名を行つた者を確認するために必要な事項を証する電子証明書」を「二次元コード（当該通知情報の内容を記録したものであつて、機構の使用に係る電子計算機に送信することにより、当該通知情報について改変が行われていないかどうかを確認することができるものに限る。次項第一号において同じ。）」に改め、同改正規定（同条第四項第一号に係る部分に限る。）中「納税義務者に係る」の下に「前項の方法により送信すべき」を加える。

第二十四条の三十九第一項第十号の改正規定を削る。

附則第三十条を削り、附則第三十一条を附則第三十条とする改正規定中「削り、附則第三十一条を附則第三十条とする」を「削る」に改める。

附則第一条ただし書中「削り、附則第三十一条を附則第三十条とする」を「削る」に改める。

第六条　地方税法施行規則の一部を改正する省令（令和三年総務省令第九十七号）の一部を次のように改正する。

表改正前欄の地方税法施行規則第三条第一項の表の項中「［こ　同上］」を「［こ　申告書の提出期限の延長の処分等の届出書及び申告書の提出期限の延長の取りやめ等の届出書（法第五十三条第四十項及び第四十一項の届出書）」に改め、同欄の地方税法施行規則第六号様式記載要領10及び第六号様式（その２）記載要領10中「を記載し」を「を記載し」に改め、同欄の地方税法施行規則第十号の五様式の次に次の三様式を加える。

第十三号様式（用紙日本産業規格Ａ４）（第四条の四関係）

［［様式　別紙六十七の二　挿入］］

第13号様式記載要領

１　この申請書は、法第72条の25第２項（法第72条の25第６項、第72条の28第２項及び第72条の29第２項において準用する場合を含む。）の規定（特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律第８条の規定により法人の事業税の賦課徴収の例によることとされる場合を含む。）により申告書の提出期限の延長を申請する場合に使用すること。

２　この申請書は、法第72条の25第２項又は第４項（これらの規定を法第72条の28第２項及び第72条の29第２項において準用する場合を含む。）の規定により申告期限の延長を受けようとする場合においては事業年度終了の日から45日以内に、法第72条の25第６項又は第７項（これらの規定を法第72条の28第２項及び第72条の29第２項において準用する場合を含む。）の規定により申告書の提出期限の延長を受けようとする場合には、申告書の提出期限の到来する日の15日前までに、事務所又は事業所在地の道府県知事に２通を提出すること。ただし、２以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人にあっては、主たる事務所又は事業所（外国法人にあっては、この法律の施行地において行う事業の経営の責任者が主として執務する事務所又は事業所）所在地の道府県知事に提出すること。

［３　同左］

４　「申告書の提出期限の延長の指定を受けようとする日」の欄は、申告書を提出することができると認められる日を記載すること。

５　「申告書の提出期限までに決算が確定しない理由及び指定を受けようとする日までその提出期限の延長を必要とする理由」の欄は、法第72条の25第２項（法第72条の25第６項、第72条の28第２項及び第72条の29第２項において準用する場合を含む。）の規定により申告書の提出期限の延長を申請する場合には、決算が確定しない理由となっている災害その他やむを得ない理由及び指定を受けようとする日まで申告書を提出することができない事情等を、法第72条の25第４項（法第72条の25第７項、第72条の28第２項及び第72条の29第２項において準用する場合を含む。）の規定により申告書の提出期限の延長を申請する場合には、当該法人との間に連結完全支配関係（法人税法第２条第12号の７の７に規定する連結完全支配関係をいう。以下この記載要領において同じ。）がある連結法人（法人税法第２条第12号の７の２に規定する連結法人をいう。）の決算が確定しない理由となっている災害その他やむを得ない理由及び指定を受けようとする日まで申告書を提出することができない事情等又は当該法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第２条第12号の６の７に規定する連結親法人をいう。以下この記載要領において同じ。）（当該法人が連結親法人である場合にあっては、当該法人）が各連結事業年度の連結所得（法人税法第２条第18号の４に規定する連結所得をいう。）の金額の計算を了することができない理由となっている災害その他やむを得ない理由及び指定を受けようとする日まで申告書を提出することができない事情等を記載すること。